



令和7年度 沼津市鳥獣被害対策実施隊 委嘱状交付式の開催

要 旨

鳥獣による被害を削減するため、包括的かつ効果的な被害防止対策としての役割を担う沼津市鳥獣被害対策実施隊12名に対して委嘱状を交付します。

概 要

1 日 時 令和7年4月9日(水)13時30分から

2 場 所 沼津市役所特別応接室(4階)

3 実施隊について

- (1) 市で策定している沼津市鳥獣被害防止計画に基づき、箱わなによる捕獲等の被害防止施策を実施しています。
- (2) 鳥獣に関する専門知識と捕獲技術を有する者(駿東猟友会沼津支部会員)が隊員となることで、市民から寄せられる被害報告に対して捕獲数の向上などの対応が可能になります。

4 経緯・経過

市民の被害報告に対して迅速かつ効果的な対応するため、平成29年4月1日に実施隊を発足しました。

お問い合わせ先

沼津市役所 産業振興部 農林農地課
電話:055-934-4751